

安城市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月22日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象及び期間

福祉部障害福祉課 令和6年1月5日から2月26日まで

議会事務局議事課 令和6年1月5日から2月26日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、福祉部障害福祉課及び議会事務局議事課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定例（定期）監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和5年12月末日までの令和5年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査委員の除斥

議会事務局議事課の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、法福洋子監査委員を除斥して行った。

第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。